○農林水産省告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市字坂下申乙一九六の五、申乙一九六の六、申乙一九八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町野井川一一四六の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道留萌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市・苫前郡苫前町・初山別村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡初山別村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、初山別村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、紋別市・紋別郡雄武町・遠軽町・常呂郡訓子府町・空知郡中富良野町・上川郡東神楽町・島牧村（以上一市五町一村について、次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

訓子府町・東神楽町・島牧村（以上二町一村について次の図に示す部分に限る。）、紋別市、雄武町、遠軽町、中富良野町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町・上川町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

寿都町・上川町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻町・礼文郡礼文町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町・上川郡上川町・島牧郡島牧村（以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、常呂郡訓子府町・寿都町・島牧村（以上二町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

寿都町・上川町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、雨竜郡幌加内町・勇払郡むかわ町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町・礼文郡礼文町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、江差町・奥尻郡奥尻町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、雨竜郡幌加内町・勇払郡むかわ町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）